

制 定 年 月 日	1999.11. 2
最 終 改 正 年 月 日	2009. 1 . 5
改 正 履 歴 (年 月 日)	は 巻 末 に 記 載
主 管 部 門	総 務 部

株 式 取 扱 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当 会 社 に お け る 株 主 権 利 行 使 の 手 続 き と そ の 他 株 式 に 関 す る 取 扱 い に つ い て は、 株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構 (以 下 「機 構」とい う。) お よ び 株 主 が 振 替 口 座 を 開 設 し て い る 証 券 会 社 等 の 口 座 管 理 機 関 (以 下 「証 券 会 社 等」とい う。) が 定 め る と ころ に よ る ほ か、 定 款 に 基 づ き こ の 規 程 の 定 め る と ころ に よ る。

(株 主 名 簿 管 理 人)

第 2 条 当 会 社 の 株 主 名 簿 管 理 人 お よ び 同 事 務 取 扱 場 所 は 次 の と お り と す る。

株 主 名 簿 管 理 人 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 5 号

三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社

同 事 務 取 扱 場 所 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 5 号

三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 証 券 代 行 部

第 2 章 株 主 名 簿 へ の 記 録 等

(株 主 名 簿 へ の 記 録)

第 3 条 株 主 名 簿 記 載 事 項 の 変 更 は、 総 株 主 通 知 等 機 構 か ら の 通 知 (社 債、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 [以 下 「振 替 法」とい う。] 第 154 条 第 3 項 に 規 定 さ れ た 通 知 [以 下 「個 別 株 主 通 知」とい う。] を 除 く。) に よ り 行 う も の と す る。

② 前 項 の ほ か、 新 株 式 発 行 そ の 他 法 令 に 定 め る 場 合 は、 機 構 か ら の 通 知 に よ ら ず 株 主 名 簿 記 載 事 項 の 変 更 を 行 う も の と す る。

③ 株 主 名 簿 は、 機 構 が 指 定 す る 文 字 ・ 記 号 に よ り 記 録 す る も の と す る。

(株 主 名 簿 記 載 事 項 に 係 る 届 出)

第 4 条 株 主 は、 そ の 氏 名 ま た は 名 称 お よ び 住 所 を 機 構 の 定 め る と ころ に よ り、 証 券 会 社 等 お よ び 機 構 を 通 じ て 届 け 出 る も の と す る。 変 更 が あ っ た 場 合 も 同 様 と す る。

(法 人 株 主 の 代 表 者)

第 5 条 法 人 で あ る 株 主 は、 そ の 代 表 者 1 名 を 機 構 の 定 め る と ころ に よ り、 証 券 会 社 等 お よ び 機 構 を 通 じ て 届 け 出 る も の と す る。 変 更 が あ っ た 場 合 も 同 様 と す る。

(共 有 株 主 の 代 表 者)

第 6 条 株 式 を 共 有 す る 株 主 は、 そ の 代 表 者 1 名 を 定 め、 共 有 代 表 者 の 氏 名 ま た は 名 称 お よ び 住 所 を 機 構 の

定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株 主 確 認

(株主確認)

第 10 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- ④ 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第 11 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 12 条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに 400 字

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者ごとに 400 字

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 13 条 単元未満株式の買取請求を請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 14 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。

② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 15 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 18 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。

② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 16 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 17 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 6 章 手 数 料

(手 数 料)

第 18 条 第 13 条の単元未満株式買取請求に係る手数料は、以下のとおりとする。

[算式] 第 14 条第 1 項に定める 1 株当りの買取価格に 1 単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき 1.150%

100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900%

500万円を超える金額につき 0.700%

をそれぞれ乗じた金額の合計額

ただし、1 単元当りの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。

附 則

(本規程の改廃)

第 1 条 この規程の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

改正履歴 (年月日)

平 12. 9. 12	平 13. 8. 1	平 13. 10. 1	平 14. 5. 28	平 15. 4. 1	平 17. 6. 24
平 17. 10. 1	平 18. 5. 1	平 19. 10. 1	平 21. 1. 5		